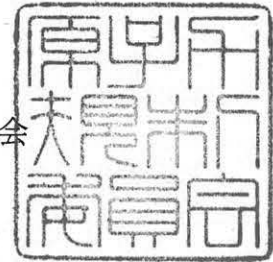




原規総発第 1704113 号
平成 29 年 4 月 11 日

原子力委員会 殿

原子力規制委員会



利用目的のないプルトニウムの有無を判断する行政組織について

標記の件について、下記のとおり質問する。

記

原子力委員会では、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について」（平成15年8月5日原子力委員会決定）にもあるとおり、「利用目的のないプルトニウム、すなわち余剰プルトニウムを持たないとの原則」を示している
と承知している。我が国の原子力利用を巡る諸環境の中で、再処理施設や原子力
発電所の運転状況等が本原則に沿っているかどうかについては、原子力委員会
において随時判断が行われるとの理解で良いか、ご教示頂きたい。

